

ここが問題！

立野ダム建設

工事は凍結し、大西市長は市民への説明を！

想定外の豪雨により、ダムはさらに被害を拡大させます

今年7月に発生した西日本豪雨災害で、ダムの急な放流により被害が拡大し、「ダムは危険」ということがより明白になりました。それにもかかわらず国交省は8月5日に立野ダム本体建設に着手しました。

「穴あきダム」である立野ダムは、洪水時、穴がふさがれば洪水を下流に流すことができず、洪水

調節ができない危険な状態になります。

流域住民はこうした立野ダムの危険性について国・県だけでなく熊本市に対しても住民説明会を開くよう求めています。



危険な立野ダム建設を推進する大西市長

6年前の、九州北部豪雨災害以降、白川の河川改修は進みました。その結果、現在では、立野ダムの洪水調節能力を大幅に上回る治水効果を得ています。

しかしそれでも国は大西市長が会長を務める『期成会』

からの要望」を口実に立野ダム建設を推進しています。その一方で、流域住民への説明会や公開質問状への回答をいっさい行おうとはしません。

『期成会』の会長」である大西市長の態度がいま、大きく問われています。

市長にも住民の声に答える責任があります！

流域住民からの9回にもわたる公開質問状にも、国は一切責任ある回答をしていません。国の不誠実な態度に、流域住民の会では、熊本市の責任での国を交えた住民説明会の開催をくり返し要請してきました。

しかし、市長は「事業主体は国」として説明会を開こうとはしませ

ん。住民のダムへの疑問を無視して危険なダム建設を強行することは許されません。立野ダムの最大受益地とされる熊本市でこそ、市長の責任で住民説明・討論会を行うべきです。



弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 11月13日(火) 午後6時～8時
さくら法律事務所(京町本町1-22) Tel 090-8667-3148
- 12月13日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) Tel 322-7731
- 11月21日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 11月29日(木) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 11月27日(火) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) Tel 362-5181
- 12月10日(月) 午後3時～5時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか やまべひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1119
2018年11月11日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

高齢者に冷たい大西市政 高い介護保険料、年金 15,000 円以下に差押

熊本市の介護保険料は、政令市で高い方から 2 番目

2018 年度の保険料の引上げ率は政令市トップ

【介護保険料の政令市比較】

自治体	第6期保険料 基準額 (月額) (円)	第7期保険料 基準額 (月額) (円)	保険料基 準額 の伸び率 (%)	要介護認定率 2017年12月末時点
大阪市	6,758	7,927	17.3%	24.6%
熊本市	5,700	6,760	18.6%	21.8%
堺市	6,128	6,623	8.1%	22.4%
京都市	6,080	6,600	8.6%	21.7%
名古屋市	5,894	6,391	8.4%	18.8%
新潟市	6,175	6,353	2.9%	18.7%
神戸市	5,729	6,260	9.3%	20.1%
横浜市	5,990	6,200	3.5%	17.6%
広島市	5,868	6,170	5.1%	18.6%
岡山市	6,160	6,160	0.0%	21.0%
北九州市	5,700	6,090	6.8%	22.0%
福岡市	5,771	6,078	5.3%	19.8%
仙台市	5,493	5,893	7.3%	17.7%
川崎市	5,540	5,825	5.1%	18.0%
相模原市	5,375	5,800	7.9%	16.5%
札幌市	5,177	5,773	11.5%	20.1%
浜松市	5,200	5,534	6.4%	17.0%
静岡市	5,267	5,492	4.3%	17.5%
さいたま市	5,263	5,421	3.0%	16.2%
千葉市	5,150	5,300	2.9%	16.2%

介護保険の事業計画は、3年ごとに見直しとなります。2018年度は、第7次事業計画の初年度で、保険料改定の年度でした。全国どの政令市でも保険料が引き上げとなりましたが、引き上げ率(伸び率)は熊本市が政令市でトップ、18.6%

です。保険料(基準額)は、5,700円から6,760円へと1,060円のアップとなりました。基準額は月6,760円、最高の第13段階は月額14,196円です。これに、医療保険料も払わなければならないので、大変大きな負担です。

低年金・無年金者に 106 件の差押

年金月額15,000以上の高齢者の介護保険料は、年金から否応なく差し引かれます(特別徴収)。この場合、滞納は発生しません。一方、年金月額15,000円以下の高齢者は、「普通徴収」として自身で保険料を納付しなければなりません。

年金が月15,000円以下の人に、月3,042円もの保険料負担を求め、払えなければ「差押」というのはあまりにもひどいやり方ではないでしょうか。2017年度は106件の差し押さえがありました。

【熊本市の第7期保険料月額】

第1段階	3,042円
第2段階	4,225円
第3段階	5,070円
第4段階	5,915円
第5段階	6,760円
第6段階	8,112円
第7段階	8,788円
第8段階	10,140円
第9段階	11,492円
第10段階	12,168円
第11段階	12,844円
第12段階	13,520円
第13段階	14,196円

*第5段階が、基準額

